

長岡市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を長岡市監査基準に準拠して実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和4年2月3日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	長谷川一作

1 監査の対象

環境部 環境業務課

土木部 下水道課（経営企画室、中央浄化センターを含む。）

水道局 浄水課

2 監査の範囲

令和3年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

（委託料及び補助金については、令和2年度の執行分を含む。）

3 監査の期間

令和3年11月5日から11月16日まで

4 監査の実施内容

監査対象の事務事業が関係法令等に基づき適正かつ経済的、効率的及び効果的に執行されているかを、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務について監査しました。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

(1) 前回監査の結果に対する措置状況

是正改善の取組は適正か。

(2) 収入事務

収入事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 調定及び収入時期は適正か。

イ 領収証書及び現金出納簿の取扱いは適正か。

ウ 現金の管理は適正か。

(3) 支出事務

支出事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 支出負担行為及び支払時期は適正か。

イ 支出の特例による支払方法（前渡資金、概算払等）及び精算等の手続きは適正か。

ウ 検収確認は適正か。

(4) 契約事務

契約事務に関する手続き及び時期並びに履行確認は適正か。

ア 関係法令等に基づき処理されているか。

イ 随意契約の理由は適正か。

ウ 契約書に必要な条項が記載されているか。

エ 履行確認は適正か。

(5) 補助金交付事務

補助金の交付事務に関する手続き及び時期並びに事業実績の検査は適正か。

ア 要綱等に沿った事務処理となっているか。

イ 補助事業の実績は交付目的に適合しているか。

ウ 交付時期及び補助額は適正か。

(6) 財産管理事務

財産の管理は適正か。

6 監査の結果

監査の対象	監査の結果
環境業務課	<p>《注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金取扱員氏名の記載のない領収書の発行等について <p>特例様式の領収書において、現金取扱員氏名の記載がない領収書を発行していることに加え、原符にも同様に記載がなく、領収印を押印すべきところ、押印していないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金券類の不適切な受払管理について <p>ごみ袋引換券の受払簿について、受払時の使用者の記載、照合確認の押印がなく、月末の課長による点検・確認が行われていないなど、金券類としての適切な管理がなされていないことに加え、廃棄する予定としていた一部の引換券の数量を記録していないもの</p> <p>上記の事項のほかは、おおむね適正に処理されていました。</p>
下水道課	適正に処理されていました。
浄水課	適正に処理されていました。